

# 魚沼民商だより

2020年  
1月13日

第2185号

発行 魚沼民主商工会  
電話 025(792)3064  
e-mail:uminsyo@rose.ocn.ne.jp  
〒 946-0032 新潟県魚沼市板木

## 春の運動！頑張りう！

春の運動の拡大目標が商工新聞読者40名、会員20名と設定しました。

消費税率の引き上げと同時に導入された複数税率・区分記帳は私たち中小業者には更なる負担を押しつけインボイス制度（2023年10月から実施）で地域経済破綻、自由に商売する事も出来なくなってしまいます。2020年春の運動ではぜひ、知り合いで困っている方や悩んでいる方を見かけたら「民商に行つて相談してみたら」「中小業者の新聞、商工新聞を読んでみるといいよ」と声を掛けて下さい。国政私物化・疑惑いんpei虚偽答弁する安倍政権を退陣に追い込むため民商を大きくしましょう。

## 南魚沼市へ要請行動を行いました。

「もうこの時期になつたか」「と林茂夫南魚沼市長の一聲から始まつた要請行動は、12月18日に高橋春治会長、中澤俊彦塩沢支部長（副会長）、岡村雅夫大和支部長（副会長）、今井眞一六日町支部長と中澤道夫市議会議員、事務局の6名と自治体から林市長と樋口一総務部長の参加で和やかな雰囲気の中行いました。行動は事前に提出した要望書に回答するかたちで進められ、その中で「みんな住マイル改修補助金の対象工事金額が50万円以上だと本当に内装や畳換えなどの少額のリリフォームには利用出来なくなつた。10万円以上に引き下げて欲しい、添付書類の簡素化をして欲しい」と要望すると自治体からは「一度決めたら決まりじゃない。もう少し検討すると回答を引き出しました。また小規模修繕希望者届出制度については、魚沼市の小規模建設工事登録者が毎年増えている事を知らせ、「金額のどうわれず

内容によつて工事を出して欲しい」と訴えると「状況に応じて柔軟性を持つて行きたい、これも検討します」と再度回答しました。要請行動は当初の予定時間を延長するほど意見交換され、今回、自治体側から何度も「検討する」との回答を引き出したのは、私たちがすつーと地元業者の目線で感じた事や要望を届けて来た結果だと思います。これからどの様に検討され私たちの要請が生かされています。これから確認していく必要があります。



## 消費税申告学習会を開催しました。

この間、各支部主催で消費税学習会を開催してきましたが、学習をすればするほど消費税の確定申告には事前準備が必要！と12月15日に16名が参加して民商事務所で消費税申告学習会を開催しました。



労働保険事務組合からのお願い  
日頃の労働保険業務へのご理解とご協力有り難うございます。  
早いもので、労働保険料第3期分保険料納入時期になりました。  
保険料口座引き落とし日  
\*1月31日（残高の確認をお願いします）

\*一人親方・振込みの方も1月31日までに納入をお願いします。

法律相談のお知らせ  
日 時 1月 16日 (木)  
午後1時より  
会 場 民主商工会事務所  
弁護士 大澤 理尋 先生  
(新潟中央法律事務所)  
相談料 3,000円  
※事前の予約制です。早めに事務所までご連絡ください。

会費の納入は15日までお願いします。